

南丹市教育委員会會議録

平成 26 年第 4 回定例会

(平成 26 年 4 月 23 日)

平成26年南丹市教育委員会第4回定例会会議録

1. 日 時 平成26年4月23日（水）
開会 午後3時00分 閉会 午後5時00分
2. 場 所 南丹市役所教育委員会議室
3. 付議事件 別紙議事日程のとおり
4. 招集者 委員長 林 昌明
5. 出席委員 委員長 林 昌明
委員長職務代理 武田 義史
委 員 高屋 肇史
委 員 吉田 紀子
教育長 森 榮一
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 教育次長 前田 好久
教育参事 兼学校教育課長 坂瀬 一哉
教育総務課長 寺田 成樹
社会教育課長 中川 勇夫
8. 傍聴人 なし

午後3時00分開会

日程1

委員長が平成26年南丹市教育委員会第4回定例会の開会を告げる。

日程2

委員長から会議録作成者に寺田教育総務課長を指名する。

日程3 報告事項

(1) 主な行事報告等

(教育長)

- 4月1日に、本年度当初の教育委員会臨時会を開催し、3月市議会において承認を受けた教育委員の再任報告の後、委員長の選出と職務代理者の指定を行い、教育長の任命について協議し決定した。
- 4月3日に、新任教員の着任式を行い、その後、本年度当初の校園長会議を開催し、小学校再編と中学校給食の実施を見据えた本年度における市の教育指針関連の重点課題について説明を行い、学校教育指導の指針を踏まえて、学校安全・学校防災体制の見直しの方向性等について徹底を図った。
- 4月5日に、美山山村留学センターの入所式を開催し、継続の4名に加えて新規児童2名が入所した。
- 4月7日に、市立の小学校17校と中学校4校において始業式が行われた。
- 4月8日に、市立17小学校において入学式が挙行され、総計252名が入学した。
翌日の9日には、市立4中学校入学式が挙行され、総計251名が入学した。
- 4月9日から16日までの期間に、京都府学力診断テストが実施され、本市においても全ての小・中学校が参加した。
- 4月18日に、府内市町（組合）教育委員会教育長会議が開催され、学力の更なる向上と非行いじめの防止による学びの安心を最優先課題とし、いじめ防止条例の施行を受けての法モラルの充実等の主要取組等について各市町と共に一体的に取り組んでいく旨の説明があった。
- 4月21日に、小学校再編実施本部会議が開催され、各専門部からの取組状況の報告がされた。同日、園部・八木中学校ブロック内の再編4小学校校章・校歌制定委員会を開催した。
- 4月22日に、南丹教育局において年度当初の管内教育長会議が開催され、局長から、府教育振興プランの施策の6つの柱を指標として取り組むことについての説明と協力依頼があった。同日、全国学力・学習状況調査が実施され、本市においても全小・中学校が調査に参加した。

(2) 南丹市議会総務常任委員会の所管事務事業調査について

(事務局)

4月11日から18日にかけ実施された所管事務事業について、小学校再編整備に係る再編実施本部の所管事務の調査の他、14日及び15日における教育委員会所管関連の事業に係る管内調査、併せて、18日実施された教育委員会所管の事務事業調査についてその概要を報告。

(3) 南丹市立小学校再編実施本部会議について

(事務局)

4月21日開催の実施本部会議の概要について報告

(4) 南丹市いじめ防止基本方針（案）について

(事務局)

本方針（案）に基づく附属機関等の取組内容について報告

(5) 再編4小学校における校章・校歌制定委員会の初回会議について

(事務局)

4月21日に開催し園部・八木中学校ブロックの再編4小学校に係る各校
章・校歌「制定委員会」の概要について報告

(6) 京都府内等における学校給食用牛乳の異物混入の件に係る対応と状況につい
て

(事務局)

今般、発生した学校給食用牛乳への異物混入の件について、当面その対
応として安全確認がなされるまで牛乳配給停止とすることなどについて報
告

[質 疑]

(委 員)

休止の間の水分補給の対応はどうなるのか。

(事務局)

市共同調理場における対応としては、摂取すべき栄養素を勘案しながら汁
物をつける等の献立上の工夫を行うこととしている。また、各校においては、
湯茶持参等の対応検討がなされている。

(7) 南丹市教育委員会の後援承諾について

(事務局)

資料に基づき報告

日程4 議 事

議案第13号 専決処分について

～平成26年度南丹市立小中学校の主任任命について～

(事務局)

南丹市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第16条第2項の規定に基づき、主任任命に関する専決処分について、資料により説明。

[質 疑] な し

[採 決]

議案第13号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致での承認を確認する。

議案第14号 専決処分について

～南丹市社会教育委員の委嘱について～

(事務局)

社会教育法第15条第1項及び第2項、並びに南丹市社会教育委員設置条例第1条及び第2条第1項及び第2項により進めた南丹市社会教育委員の委嘱に係る専決処分について、資料により説明

[質 疑] な し

[採 決]

議案第14号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致での承認を確認する。

議案第15号 専決処分について

～南丹市スポーツ推進委員の委嘱について～

(事務局)

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、南丹市スポーツ推進委員規則第2条第1項により進めたスポーツ推進委員の委嘱に係る専決処分について、資料により説明

[質 疑]

(委 員)

委嘱のスポーツ推進委員の活動には、各種スポーツの巡回指導や新たなスポーツの普及活動等が主なものであると解してよいか。

(事務局)

お見込の活動の他、意見交換や情報交換等に資する定例会を開催し、本趣旨の遂行に努めている。

[採 決]

議案第 15 号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致での承認を確認する。

議事に入るにあたり、議案第 16 号は、南丹市教育委員会会議規則第 16 条第 4 項の規定事項に該当するものであることから、非公開とすることを審議決定した。

議案第 16 号 「南丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例」の制定に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について

【会議録確認時、非公開事由消滅により下記のとおり公開とする】

(事務局)

議会上程の条例（案）の内、教育委員会関連部分について資料により説明

[質 疑]

(委 員)

条例（案）に記載の設置する協議会や対策委員会等の組織は常時設置されているものと解してよいか。

(事務局)

お見込のとおりである。

(委 員)

いじめ事象に係る初期段階での対応はできるのか。

(事務局)

初期段階での対応は先ずは各学校の対応となるものであり、条例（案）記載の仮称「市いじめ防止等対策委員会」は、必要に応じて調査等を行うこととなる。

(委員)

本条例（案）は、市内の在住であれば、府立中学校や私立の小・中学生も対象とするものであると解してよいか。

(事務局)

市の基本方針（案）では、すべての市民を対象としているが、本条例（案）の内、教育委員会の附属機関にあっては、市立学校の児童生徒でない場合は、府との連携及び調整が必要になるとを考えている。

(委員長)

市の基本方針（案）の中に盛り込まれている組織整備のための議案である。この内容について異論はないか。

[採決]

議案第16号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致での承認を確認する。

=以降の議案等について、非公開を解く=

議案第17号 南丹市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について

(事務局)

京都府立学校職員服務規程（平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号）の一部が改正されたことに伴う本市規定の一部改正について、資料により説明

[質疑] なし

[採決]

議案第17号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致での承認を確認する。

日程5 その他

○主な行事予定

(事務局)

◇資料に基づき、主な行事予定を報告

○その他

(事務局)

◇資料により、南丹地区教科用図書採択協議会の予定について報告

◇資料により、南丹地区教育委員連絡協議会総会と研修会予定について報告

◇資料により、京都府市町村教育委員会連合会と研修会予定について報告

◇京都府学力診断テスト及び全国学力・学習状況調査に係る本市の参加状況
について報告

[次回定例会について]

(事務局)

次回定例会の日程については、他の行事と併せ、別途調整したい。

(委員長)

次回の日程を事務局提案どおり別途調整したいがどうか。

(委 員)

*委員長から各委員一人一人に諮り、全員一致での同意を確認する。

(午後5時00分閉会)

南丹市教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

南丹市教育委員会委員長

南丹市教育委員会委員長職務代理者

南丹市教育委員会委員

南丹市教育委員会委員

南丹市教育委員会教育長

(会議録調製者)
南丹市教育委員会教育次長